

# 天竜区協だより

■平成30年度第5回天竜区協議会  
を8月29日(水)に天竜区役所で開催  
しました。

## ◎答申事項

財産譲与に伴う熊財産区の廃止に  
ついて(アセットマネジメント推  
進課・区振興課)

第4回天竜区協議会で諮問され  
た財産譲与に伴う熊財産区の廃止  
について、審議の結果適切である  
と認める答申がありました。

## ◎その他

出前講座(空き家で近隣に迷惑を  
かけないための講座)

### 1「空家等」とは

居住や店舗、倉庫などとして使用  
するなど、建築物として、現に意  
図をもって使い用いていないこ  
とが、長期間(おおむね年間を通  
じて)継続している状態の建築物

○国のガイドライン「空家等」とは

家屋の使用状況	「空家等」該当の判断
居住していないが、たまに換気のために訪れている	「使用」ではなく「管理」行為であることから「空家等」に該当する
居住していないが、所有者等が時々出入りして物置として利用している	物置として利用していることから「空家等」に該当しない
盆暮れ、正月など年に1、2度帰省し、先祖の供養のため宿泊する	居住、その他の使用がなされていることから「空家等」に該当しない

## 2 浜松市の空き家状況

戸建空き家総数：1万2170戸  
戸建住宅総数：30万2730戸

## 3 質疑応答

### 【質問】

浜松市には空き家対策計画があるが、さらにバックアップする方策はあるか。例えば、撤去費用の補助や、更地にした場合の税の優遇措置など。

### 【回答】

空き家の責任は所有者にある。空き家解体補助を制定している自治体もある。しかし、市としては所有者が危険な状態になるまで放置しておけば、補助を受けられるという認識を助長することが考えられるため、補助制度を設けていない。



## ■傍聴について

区協議会は傍聴することができます。開催日程は、市ホームページまたは電話で確認してください。希望する場合は、事前に事務局まで連絡してください。(傍聴は、先着順で受け付けます) 会議の詳細は、市ホームページまたは区役所情報公開コーナーでご覧いただけます。

市HP▶天竜区協議会

## ■天竜区協議会事務局

天竜区役所区振興課  
〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣 481 番地  
☎ 922-0013 FAX 922-0049  
Eメール tn-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## ○今月の題字

大好き！天竜区  
ふるさとへの言葉



佐久間中学校3年  
すこもり ななみ  
巢子守 七海さん

私は、佐久間町の自然豊かなところが好きです。これからも、この豊かな自然を守り、さらに多くの人が訪れるような場所になってほしいです。